

セ・シボンかしま デイサービスセンター 利用料金 (令和 6 年8 月 1 日時点)

利用料金は、次の3種類の合計額となります。

- ① 基本料金(食費・嗜好品費・サービス利用料金)
- ② 加算料金
- ③ その他料金(介護保険外料金)

① 基本料金(食費・嗜好品費・サービス利用料金)

サービス利用料金は、所得により 1 割から 3 割の自己負担額となります。要介護・要支援認定を受けた人、または介護予防・日常生活支援総合事業における事業対象者となった方に「介護保険負担割合証」が発行されご確認いただけます。

1)食費・嗜好品費

食費(昼食)	600円
嗜好品費	150円

2) サービス利用料金

1. 通所介護サービス料金(1日)

通常規模

サービス提供時間		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
5時間以上 6時間未満	1割	570	673	777	880	984
	2割	1,140	1,346	1,554	1,760	1,968
	3割	1,710	2,019	2,331	2,640	2,952
7時間以上 8時間未満	1割	658	777	900	1,023	1,148
	2割	1,316	1,554	1,800	2,046	2,296
	3割	1,974	2,331	2,700	3,069	3,444

大規模 (I)

サービス提供時間		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
5時間以上 6時間未満	1割	544	643	743	840	940
	2割	1,088	1,286	1,486	1,680	1,880
	3割	1,632	1,929	2,229	2,520	2,820
7時間以上 8時間未満	1割	629	744	861	980	1,097
	2割	1,258	1,488	1,722	1,960	2,194
	3割	1,887	2,232	2,583	2,940	3,291

2. 介護予防通所介護サービス及び第1号通所事業サービス料金

要支援区分		要支援1・事業対象者	要支援2
サービス費	1割	1,798	3,621
	2割	3,596	7,242
	3割	5,394	10,863

2割負担となる方

65歳以上の方で、本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満の方
(ただし、上記に該当する方でも、本人を含めた同一世帯の65歳以上の方(第1号被保険者)の前年の「年金収入+その他の合計所得金額」の合計が346万円(単身世帯の場合は280万円)を下回る場合は1割負担となります。)

3割負担となる方

65歳以上の方で、本人の合計所得金額が220万円以上の方
(ただし、上記に該当する方でも、本人を含めた同一世帯の65歳以上の方(第1号被保険者)の前年の「年金収入+その他の合計所得金額」の合計が463万円(単身世帯の場合は340万円)を下回る場合は2割負担または1割負担となります。)

※利用者の負担額には、月額限度額(高額介護サービス費の仕組み)があるため、実際の負担は、負担割合が2割または3割になったすべての方が2倍または3倍になるわけではありません。

② 加算料金

一時的若しくは個別に算定される加算又は施設の体制整備によって加算される料金で、要件に該当した場合に加算されます。所得により 1 割から 3 割の自己負担額となります。

基本算定加算

1. 通所介護サービス

項目	1割	2割	3割
入浴介助加算 I (1日)	40	80	120
個別機能訓練加算 I (1日)	56	112	168
サービス提供体制強化加 I (1日)	22	44	66
介護職員等処遇改善加算	9.2%		

2. 介護予防通所介護サービス及び第1号通所事業サービス

項目	1割	2割	3割
サービス提供体制強化加 I (1日)	22	44	66
介護職員等処遇改善加算	9.2%		

③その他料金

その他日常生活上必要となる諸経費を個別にご負担いただきます。

契約者、家族の意向によってサービスを利用した場合にご負担いただくもの		
レクリエーション材料費	本人の希望により行った場合のレクリエーションにかかる材料費	実費
複写物の交付	契約者にかかわる記録等を複写し交付するサービス	1枚10円(A4を標準)
通常の事業実施区域外への送迎	通常の事業実施地域を超えて送迎を行う場合、実施区域を超えた1km毎に加算	30円(1km毎)
理容サービス	理容師の出張による理容サービス	実費
おむつ代 (原則は持参)	テープ式	140円(1枚)
	パンツ式	140円(1枚)
	フラット型	70円(1枚)
	尿取りパッド	40円(1枚)
無料でご用意させていただく主なもの		
日用品	トイレトーパー、石鹸、シャンプー等	
施設備品	車椅子(標準型)、歩行器	

高額介護サービス費で負担上限を超えたサービス費が返ってきます。

介護保険が適用される介護サービスを利用する場合、自己負担割合は1～3割となりますが、その自己負担が高額になった場合に適用されるのが、高額介護サービス費となります。個人や世帯の所得によって決められている月々の負担額上限を超えた分が、介護保険から支給されます。

所得区分	上限額(月額)
現役並み所得者(課税所得 145 万円以上の方)に相当する方がいる世帯の方	44,400 円(世帯)※1
世帯のどなたかだ市民税を課税されている方	44,400 円(世帯)
世帯の全員が市民税を課税されていない方	24,600 円(世帯)
世帯の全員が市民税を課税されていない方のうち ○高齢福祉年金を受給している方 ○前年の「公的年金等収入額」と「その他の合計所得金額 ※3」の合計が年間 80 万円以下の方	24,600 円(世帯) 15,000 円(個人)

※1「世帯」とは、住民基本台帳の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

※2「合計所得金額」とは、税法上の合計所得金額(前年の収入金額から必要経費等に相当する額を差し引いた金額で、税法上の各種所得控除や上場株式等の譲渡損失に係る繰越控除などは行う前の金額)から、土地や建物の売却に係る短期・長期譲渡所得の特別控除額を差し引いた金額をいいます。なお、合計所得金額がマイナスの場合は、0円として計算します。

「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得(公的年金等収入額から公的年金等控除額を差し引いた金額)を差し引いた金額をいいます。